

# 遺族年金と死亡保険

生命保険の死亡保険金額を決めるとき、死亡者の遺族が受け取る遺族年金がポイントになる。国民年金から支払われる「遺族基礎年金」と厚生年金から支給される「遺族厚生年金」である。今回は遺族年金について確認し、保険加入時の死亡保険金額について考えてみる。

FDSグループ代表  
EJエンテックバンク(FDSグループ)  
主任研究員

吉富明彦

関戸恵子

生命保険の死亡保険金額を決めるとき、死亡者の遺族が受け取る遺族年金がポイントになる。国民年金から支払われる「遺族基礎年金」と厚生年金から支給される「遺族厚生年金」である。今回は遺族年金について確認し、保険加入時の死亡保険金額について考えてみる。

## I. 遺族年金

### (i) 遺族基礎年金

1. 受給者  
死亡者によって生計を

維持されていた「子のあ  
る配偶者」または「子」  
が受給できる。このとき  
子は、18歳になった年  
度の3月31日までの子  
（ただし障害等級1・2  
級の子は20歳未満で、  
胎児も含む（婚姻してい  
ない子に限定））。

### 2. 受給資格

死亡者が被保険者また  
は老齢基礎年金の受給資  
格期間が25年以上ある者  
であり、保険料納付済期  
間（保険料免除期間を含  
む）が加入期間の2/3  
以上でなければならな  
い。ただし、2026年  
4月1日以前の死亡の場  
合、死亡日に65歳未満で  
かつ死亡日の属する月の  
前々月までの1年間に保  
険料の未納がなければ受  
給できる。

### 3. 年金額

遺族基礎年金の年金額  
は「78万0100円×子  
の加算」で計算する。子  
の加算は第1・2子が各  
22万4500円で、第3  
子以降は各7万4800  
円である。ただし、子が  
受給する場合は、加算は  
第2子以降について行  
い、子1人当たりの年金

額は算出した年金額を等  
分した額になる。

### (ii) 遺族厚生年金

#### 1. 受給者

死亡者によって生計を  
維持されていた「妻」、  
「子、孫」、「55歳以上  
の夫・父母・祖父母（支  
給開始は60歳から）」が  
この優先順位で受け取る  
ことができる。

#### 2. 受給資格

このとき、30歳未満の  
子のない妻は5年有期給  
付になる（子および孫の  
条件は国民年金と同  
様）。また、夫について  
は遺族基礎年金を受給中  
に限り、遺族厚生年金も  
受給できる。

#### 3. 年金額

遺族厚生年金は、国民年金と同  
様の要件は、国民年金と同  
様である。

①死亡者が被保険者  
か、または被保険者中の  
傷病がもとで初診の日か  
ら5年以内に死亡した場  
合受給できる（保険料納  
付済期間および26年4月  
1日以前の死亡について  
の要件は、国民年金と同  
様）。

②死亡者の老齢厚生年  
金の受給資格期間が25年  
以上である場合受給でき  
る。

③死亡者が1・2級障

障の加入期間の月数で  
除した額）  
S：03年3月までの  
加入期間の月数（Tと  
合わせて最低値300  
月）  
T：03年4月以降の  
加入期間の月数（Sと  
合わせて最低値300  
月）  
Z：1938年4月  
2日より前の生まれの  
人は1・000、それ  
以降は0・998  
その他：7・125  
/1000および5・  
481/1000につ  
いては死亡者の生年月  
日により経過措置あり  
②中高年の寡婦加算  
次のいずれかに該当す  
る妻が受け取る遺族厚生  
年金には、40歳から65歳  
の間、年5万5100円  
が加算される。ただし、  
死亡者が老齢厚生年金の  
受給権者または受給資格  
期間を満たしている場合  
は、死亡した夫の厚生年  
金保険の加入期間が20年  
（中高年の期間短縮の  
特例などにより20年未満  
で受給資格期間を満たし  
た人はその期間）以上の  
場合に限り、  
また、2007年3月  
31日以前に夫が亡くなっ  
て遺族厚生年金を受給し  
ている妻は、40歳を35歳  
と読み替える。  
a. 夫が亡くなったと  
き40歳以上65歳未満で、  
遺族厚生年金は全額支給と  
なり、遺族厚生年金は老  
齢厚生年金に相当する額  
が支給停止となる。  
b. 遺族厚生年金と遺  
族基礎年金の両方を受給  
していた妻（40歳に達し  
な時、子がいるため遺族  
基礎年金を受けている）  
が、末子が18歳に達する  
などして遺族基礎年金を  
受給できなくなったとき  
③経過の寡婦加算  
中高年の寡婦加算を受  
給している人が65歳にな  
るなどした場合に、経  
過的寡婦年金にかわる  
（加算額は生年月日に応  
じて減額）。

このとき、30歳未満の  
子のない妻は5年有期給  
付になる（子および孫の  
条件は国民年金と同  
様）。また、夫について  
は遺族基礎年金を受給中  
に限り、遺族厚生年金も  
受給できる。

報告書等1・2  
級の子は20歳未満で、  
胎児も含む（婚姻してい  
ない子に限定）。

死亡者によって生計を  
維持されていた「妻」、  
「子、孫」、「55歳以上  
の夫・父母・祖父母（支  
給開始は60歳から）」が  
この優先順位で受け取る  
ことができる。

このとき、30歳未満の  
子のない妻は5年有期給  
付になる（子および孫の  
条件は国民年金と同  
様）。また、夫について  
は遺族基礎年金を受給中  
に限り、遺族厚生年金も  
受給できる。

このとき、30歳未満の  
子のない妻は5年有期給  
付になる（子および孫の  
条件は国民年金と同  
様）。また、夫について  
は遺族基礎年金を受給中  
に限り、遺族厚生年金も  
受給できる。

このとき、30歳未満の  
子のない妻は5年有期給  
付になる（子および孫の  
条件は国民年金と同  
様）。また、夫について  
は遺族基礎年金を受給中  
に限り、遺族厚生年金も  
受給できる。

このとき、30歳未満の  
子のない妻は5年有期給  
付になる（子および孫の  
条件は国民年金と同  
様）。また、夫について  
は遺族基礎年金を受給中  
に限り、遺族厚生年金も  
受給できる。

a. 本来水準  
 $(A \times 7.125 / 1000 \times S + B \times 5.481 / 1000 \times T) \times 3 / 4$   
b. 従前額保障  
 $(A \times 7.5 / 1000 \times S + B \times 5.769 / 1000 \times T) \times Z \times 3 / 4$

死亡者の配偶者の場合、  
a. 死亡者の老齢厚生  
年金の3/4  
b. 死亡者の老齢厚生  
年金の1/2 + 自身の老  
齢厚生年金の1/2  
の2通りで、いずれか多  
い方が支給される。  
⑤07年4月1日前に65  
歳以上である遺族厚生年  
金受給者の場合  
07年4月1日前に遺族  
厚生年金を受けるとして  
すでに65歳以上のもの  
はa・cのいずれかを選  
択する（ただし、cは受  
給権者が死亡者の配偶者  
である場合のみ）。

死亡者の配偶者の場合、  
a. 死亡者の老齢厚生  
年金の3/4  
b. 死亡者の老齢厚生  
年金の1/2 + 自身の老  
齢厚生年金の1/2  
の2通りで、いずれか多  
い方が支給される。  
⑤07年4月1日前に65  
歳以上である遺族厚生年  
金受給者の場合  
07年4月1日前に遺族  
厚生年金を受けるとして  
すでに65歳以上のもの  
はa・cのいずれかを選  
択する（ただし、cは受  
給権者が死亡者の配偶者  
である場合のみ）。

死亡者の配偶者の場合、  
a. 死亡者の老齢厚生  
年金の3/4  
b. 死亡者の老齢厚生  
年金の1/2 + 自身の老  
齢厚生年金の1/2  
の2通りで、いずれか多  
い方が支給される。  
⑤07年4月1日前に65  
歳以上である遺族厚生年  
金受給者の場合  
07年4月1日前に遺族  
厚生年金を受けるとして  
すでに65歳以上のもの  
はa・cのいずれかを選  
択する（ただし、cは受  
給権者が死亡者の配偶者  
である場合のみ）。

死亡者の配偶者の場合、  
a. 死亡者の老齢厚生  
年金の3/4  
b. 死亡者の老齢厚生  
年金の1/2 + 自身の老  
齢厚生年金の1/2  
の2通りで、いずれか多  
い方が支給される。  
⑤07年4月1日前に65  
歳以上である遺族厚生年  
金受給者の場合  
07年4月1日前に遺族  
厚生年金を受けるとして  
すでに65歳以上のもの  
はa・cのいずれかを選  
択する（ただし、cは受  
給権者が死亡者の配偶者  
である場合のみ）。

死亡者の配偶者の場合、  
a. 死亡者の老齢厚生  
年金の3/4  
b. 死亡者の老齢厚生  
年金の1/2 + 自身の老  
齢厚生年金の1/2  
の2通りで、いずれか多  
い方が支給される。  
⑤07年4月1日前に65  
歳以上である遺族厚生年  
金受給者の場合  
07年4月1日前に遺族  
厚生年金を受けるとして  
すでに65歳以上のもの  
はa・cのいずれかを選  
択する（ただし、cは受  
給権者が死亡者の配偶者  
である場合のみ）。

## II. 死亡保険金

### (i) 収入と支出

生命保険に加入する  
際、遺族の生活費等の支  
出と遺族年金等の収入か  
ら足りない分を死亡保険  
金額とする方法がある。  
例えば会社員の夫を被  
保険者とする生命保険の  
加入を検討する場合、支  
出としては、「妻と子の  
年間生活費×末子が就業

（独立）するまでの年数  
+ 子の独立後妻1人の生  
活費×末子独立時の妻の  
平均余命×余裕資金」な  
どが一つのケースとして  
考えられる。  
また収入としては、  
「妻の収入×65歳までの  
年数+末子が18歳になる  
までの遺族基礎年金+遺  
族厚生年金+妻の65歳か  
らの老齢年金+その他  
（死亡退職金等）」等が  
ある。

### (ii) 死亡保障額

(i)の収入と支出か  
ら保険金額を決める方法  
でも、それぞれの被保険  
者の生活環境によって、  
その額は多様である。そ  
れぞれの家庭で生活費や  
家族構成は違つ。妻の仕  
事内容（仕事以外の例え  
ばアパート経営等の収  
入）、金融資産の状況、  
家の条件（持家か賃貸  
か）等によっても見積も  
りは変わる。  
そもそも、生命保険の  
加入目的が遺族の生活保  
障ではない場合もある  
（事業承継対策や相続税  
対策等）。

保険の加入を検討して  
いる顧客一人一人のニ  
ーズに合った保険金の提供  
を、保険会社をはじめ保  
険のプロフェッショナル  
は心掛けたい。

# わかりやすい共同海損

海損精算人 中田栄一

海損精算人である著者が海上運送業界の実務担当者向けに、3年以上続く共同海損制度の独特の仕組みと考え方を平易に解説した入門書。

お申込みはFAXまたはWebで FAX 03-3865-1431 http://www.homai.co.jp

保険毎日新聞社

ISBN978-4-89293-403-2

●B5判・188頁

●定価(本体2,500円+税)

送料450円+税

(2019年1月刊)

東京都千代田区岩本町1-4-7  
TEL 03-3865-1401